

自立訓練対象者の要件緩和により、障害の区別なく支援が可能となり、障害福祉サービスが充実

～自立訓練対象者の要件緩和～

地方に対する規制緩和

詳しくは提案募集方式データベース「29年」管理番号「210」で検索!

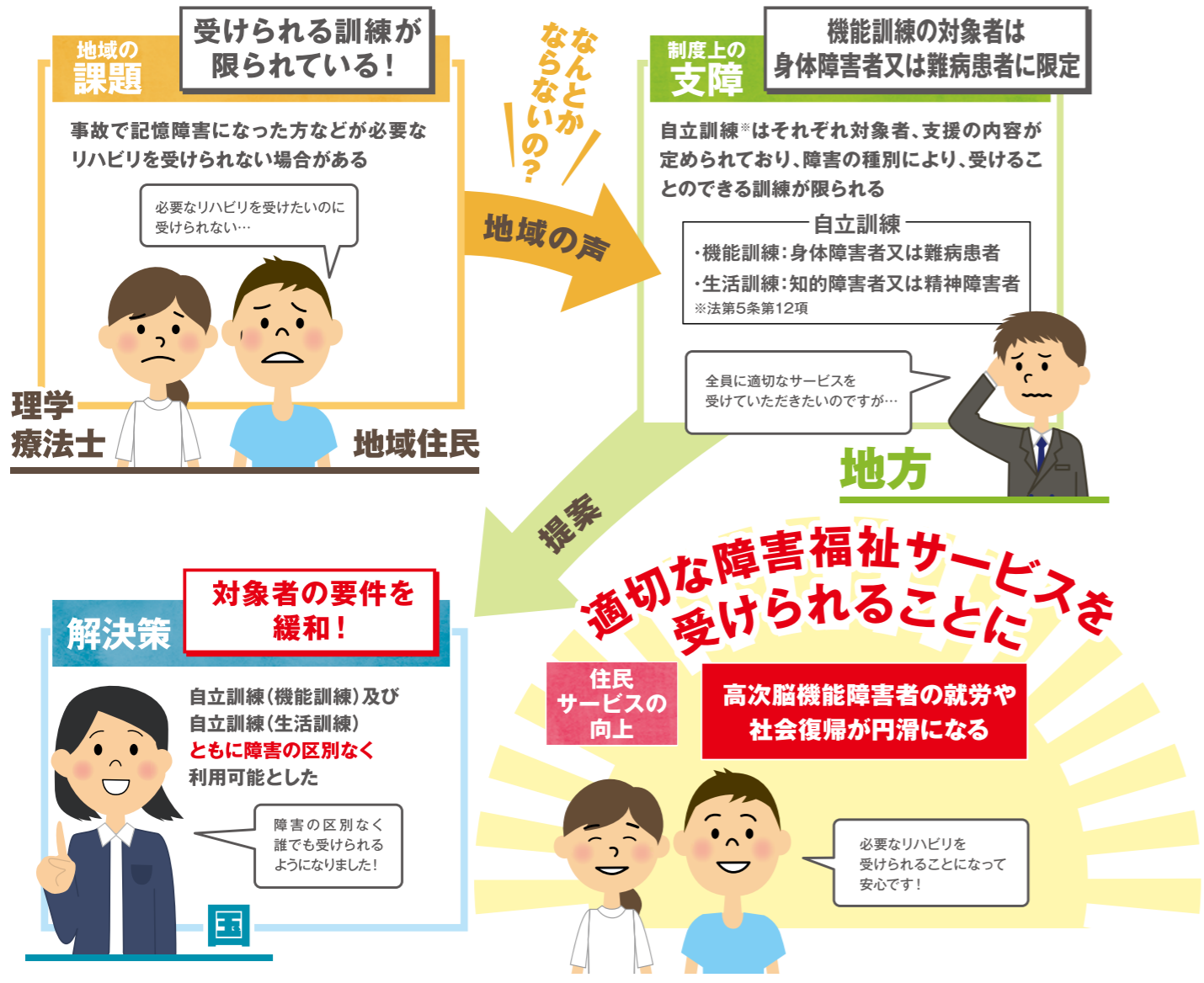
二次元コードからもアクセスできます



ポイント

自立訓練対象者の要件緩和により、障害の区別なく理学療法士や作業療法士による専門的なリハビリテーションを受けることが可能となり、障害福祉サービスが充実

(省令 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則等の一部を改正する省令(平成30年厚生労働省令第31号))



身体障害のない高次脳機能障害者に対する専門的なリハビリテーションを提供



取組の概要

- 高次脳機能障害については、記憶障害や注意障害、遂行機能障害のように、身体障害を伴わないが就労や社会復帰に支障をきたす事例がある。
- 障害福祉サービス事業所が提供する各種サービスのうちのひとつに自立訓練があるが、そのうち理学療法士や作業療法士が対象者の障害の個性に応じて行うリハビリテーション等(機能訓練)については、利用対象者は身体障害者等に限定されており、身体障害を伴わない高次脳機能障害者がこれを利用することができなかった。
- 身体障害のない高次脳機能障害者も適切な障害福祉サービスを受けられるようにするため、障害の種別によらず訓練を受けられるよう対象者の要件を緩和する提案がなされ、平成30年4月1日をもって厚生労働省令が改正された。

高次脳機能障害とは

事故やケガ、病気により、脳に損傷を負うと、

- ・物の置き場所を忘れる、新しい出来事を覚えられないなどの「記憶障害」
- ・ぼんやりしてミスが多い、作業を長く続けられないなどの「注意障害」
- ・自分で計画を立ててものごとを実行することができないなどの「遂行機能障害」
- ・思い通りにならないと大声を出すなどの「社会的行動障害」

などの認知障害の症状があらわれることがあり、これらの症状により日常生活や社会生活に制約がある状態のことを指す

取組の成果

- これにより、事故や脳梗塞によって高次脳機能障害の診断は受けたものの身体障害者手帳の交付要件を満たさなかった方が、理学療法士や作業療法士による専門的なリハビリテーションを受けることが可能となり、高次脳機能障害者の社会参加の促進が期待される。

障害福祉サービス(自立訓練)の内容・対象者

障害福祉サービス	内容	対象者	
		省令改正前	省令改正後(H30.4.1～)
自立訓練	機能訓練	理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーション等	身体障害者等
	生活訓練	入浴、排せつ、食事等に関する自立した生活を営むために必要な訓練等	知的障害者 精神障害者



リハビリテーションの様子

高次脳機能障害の方に対する支援の幅が広がりました

関係者の声

中野区障害福祉課 金井 俊雄 氏



自立訓練(機能訓練)のサービスは、かつては身体障害者手帳の交付を受けていなければ利用できなかったため、地域で必要としている障害のある方などから相談を受けてもサービスを提供できないという課題が、かねてから現場(中野区障害者福祉会館)の声としてあがっていました。そこで、内閣府が進める地方分権改革・提案募集方式の活用を検討し、これにより規制緩和を求めるとしました。

提案の論点を整理する過程では内閣府の調査員の方に丁寧に対応していただき本提案に至り、提案が公表されてからは他の多くの自治体からも追加共同提案団体として支障事例が寄せられて、最終的に省令改正につながった次第です。

この改正によって、高次脳機能障害のある方に対する支援の幅が広がったことを受け、今後も自立訓練(機能訓練)が、地域で必要とされている方々に有効に利用されるよう、障害者相談支援事業所や医療機関などにも積極的に周知、浸透させていきたいと思います。

また、引き続き様々な場面で、この提案募集方式の制度が活用できないかを意識するとともに、自治体内において、この制度についての理解が一層広まるよう働きかけていきたいとも考えています。



中野区障害者福祉会館

身体障害者手帳取得の有無に関わらず、社会復帰に向けて支援



取組の概要

平成25年度から、練馬区中途障害者通所事業として、自立訓練（機能訓練・生活訓練）を開始した。利用相談の際に障害者手帳取得の有無に関わらず、施設の案内や障害内容の聴き取りを丁寧に行い、さらにリハビリテーション科医師等を委員とした区の利用検討会議にて訓練内容を詳細に検討することで、個別のケースに合わせた訓練の提供を行ってきた。

平成30年度の厚生労働省令の改正以降は、高次脳機能障害の方に、身体障害者手帳取得の有無に関わらず、訓練を受けられることを案内できるようになった。

こうした取組により、入所施設や病院を退所・退院した方であって、地域生活への移行を図る上で社会的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な方へ、適切な支援を行うことができた。

社会復帰に向けて大きく役立っています

関係者の声
行政担当者・
施設職員



高次脳機能障害は、身体に麻痺等が残らなければ、外見上は判別しづらい障害です。そのため、社会復帰に際しては、周囲から障害の理解が得られないなど困難が多くみられます。新たな取組を開始以降、それまで介護保険を利用していた方が社会復帰への訓練を行えるようになるなど、サービスの幅が広がり自立への一助となっています。

取組の成果

平成30年度、規制緩和により利用が可能となった方は11名おり、全員（機能訓練5名、生活訓練6名）が訓練を受けることとなった。

◆機能訓練：5名（2事業所） ◆生活訓練：6名（1事業所）

利用者の皆様から多くの声が寄せられています

関係者の声
行政担当者・
施設職員



- ①理学療法（運動）の訓練をしてよかったこと
 - ・階段の昇り降りができるようになった。
 - ・自分で「だんだん（通所先）」に通えるようになった。
- ②作業療法（作業）の訓練をしてよかったこと
 - ・以前よりも右手（麻痺側）を使えるようになった。
 - ・パソコンの入力がまたできるようになった。
- ③言語訓練をしてよかったこと
 - ・司会など人前で話すことができるようになった。
 - ・声の出し方の練習ができる。
- ④心理面接を行ってよかったこと
 - ・自分の気持ちや考えを話す機会になった。
- ⑤「だんだん（通所先）」を利用してよかったこと
 - ・「仕事をする」目標に向けてのリハビリができること。
 - ・関わる人が増えたこと。



リハビリテーションの様子

「サービスの狭間」といわれていた課題が解決



取組の概要

以前から高次脳機能障害の家族会を中心に、身体障害のない方の機能訓練利用について要望があった。（ただし、平成29年度までは、独自のサービスとして1人あたり10回のみでの訓練は行っていた。）

制度改正後は、精神障害者福祉手帳のみをもつ高次脳機能障害のある方を受け入れられるようになった。作業療法士を中心に再就職に向けた認知リハビリテーションを実施している。

また、要件緩和に伴い、身体障害者手帳のみをもつ方が併設の生活訓練を利用し、ひとり暮らしに向けた生活リハビリテーションを行っている。

（【機能訓練期間】原則として1年6カ月間 【生活訓練期間】原則として2年間。

いずれも月～金曜日のいつでも利用可能）

「サービスの狭間」といわれていた課題が解決しました

関係者の声
行政担当者・
施設職員



大田区の課題であったサービスの狭間ともいえる身体障害のない高次脳機能障害の方に機能訓練の道が開かれました。

生活リズムが整い、体力がよくなりました。また、栄養指導を受けられることが助かっています。

関係者の声
利用者



「知らないから使えない方」が少なくなるように、制度を伝えていきます

関係者の声
家族会



以前は機能訓練をあきらめた方もいました。脳血管障害の後遺症の方は、介護保険のデイサービスが利用できます。でも、身体機能に支障のない高次脳機能障害の方は、疎外感を感じたと話されます。「知らないから使えない方」が少なくなるように、家族会も行政の皆さんと一緒に伝えていきます。

取組の成果

平成30年度、規制緩和により利用が可能となった方は6名おり、全員（機能訓練5名、生活訓練1名）が訓練を受けることとなった。

◆機能訓練：5名（2事業所） ◆生活訓練：1名（1事業所）



グループ訓練の様子



仲間と体づくり